

第 1 回定例会会議録

令和 8 年 3 月 1 3 日 (金)

開 議 午 前 1 0 時 0 0 分

○議長 (内堀喜代志君) これより本会議を再開します。

ただいまの出席議員は 1 4 名、全員の出席であります。

理事者側も全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

- ――― 日程第 1 議案第 1 3 号 御代田町表彰条例の
一部を改正する条例案について―――
- ――― 日程第 2 議案第 1 4 号 一般職の職員の給与に関する条例等の
一部を改正する条例案について―――
- ――― 日程第 3 議案第 1 5 号 御代田町営駐車場条例の
一部を改正する条例案について―――
- ――― 日程第 4 議案第 1 6 号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の
一部を改正する条例案について―――
- ――― 日程第 5 議案第 1 7 号 御代田町消防団詰所の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例案について―――
- ――― 日程第 6 議案第 2 0 号 令和 8 年度御代田町一般会計予算案について―――
- ――― 日程第 7 議案第 2 1 号 令和 8 年度御代田財産区特別会計
予算案について―――
- ――― 日程第 8 議案第 2 2 号 令和 8 年度小沼地区財産管理特別会計
予算案について―――
- ――― 日程第 9 議案第 2 3 号 令和 8 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計
予算案について―――
- ――― 日程第 1 0 議案第 2 4 号 令和 8 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計
予算案について―――
- ――― 日程第 1 1 議案第 2 5 号 令和 8 年度御代田町後期高齢者医療特別会計

予算案について――

――日程第12 議案第29号 令和7年度御代田町一般会計

補正予算案（第9号）について――

――日程第13 議案第30号 令和7年度小沼地区財産管理特別会計

補正予算案（第2号）について――

――日程第14 議案第31号 令和7年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計

補正予算案（第4号）について――

――日程第15 議案第32号 令和7年度御代田町介護保険事業勘定特別会計

補正予算案（第5号）について――

○議長（内堀喜代志君） これより、3月5日の本会議において、各常任委員会に付託となり、審議、審査願いました議案について、日程に従い各常任委員長から報告願います。

初めに、総務福祉文教常任委員会に付託した日程第1 議案第13号 御代田町表彰条例の一部を改正する条例案についてから、日程第15 議案第32号 令和7年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第5号）についてまでを一括議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、一括議題とします。

本案について、総務福祉文教常任委員長の審査報告を求めます。

赤田憲子総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 赤田憲子君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（赤田憲子君） それでは、議事日程5の3ページ、4ページをお開きください。

令和8年3月13日

御代田町議会議長 内堀喜代志様

総務福祉文教常任委員長 赤田憲子

委員会審査報告書

議案第13号 御代田町表彰条例の一部を改正する条例案について

議案第14号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について

- 議案第15号 御代田町営駐車場条例の一部を改正する条例案について
- 議案第16号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について
- 議案第17号 御代田町消防団詰所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について
- 議案第20号 令和8年度御代田町一般会計予算案について
(総務福祉文教常任委員会付託分)
- 議案第21号 令和8年度御代田財産区特別会計予算案について
- 議案第22号 令和8年度小沼地区財産管理特別会計予算案について
- 議案第23号 令和8年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案について
- 議案第24号 令和8年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案について
- 議案第25号 令和8年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案について
- 議案第29号 令和7年度御代田町一般会計補正予算案(第9号)について
(総務福祉文教常任委員会付託分)
- 議案第30号 令和7年度小沼地区財産管理特別会計補正予算案(第2号)について
- 議案第31号 令和7年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案(第4号)について
- 議案第32号 令和7年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案(第5号)について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長(内堀喜代志君) 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありましたが、議案第20号及び議案第29号については、町民建設経済常任委員会にも付託してありますので、町民建設経済常任委員会の中で報告事項がありましたら、委員長から報告願います。

○町民建設経済常任委員長(森泉謙夫君) なし。

○議長(内堀喜代志君) 報告事項ないものと認めます。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第13号から議案第32号については、討論を省略し、直ちに一括して採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。よって、議案第13号 御代田町表彰条例の一部を改正する条例案について、議案第14号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について、議案第15号 御代田町営駐車場条例の一部を改正する条例案について、議案第16号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について、議案第17号 御代田町消防団詰所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第20号 令和8年度御代田町一般会計予算案について、議案第21号 令和8年度御代田財産区特別会計予算案について、議案第22号 令和8年度小沼地区財産管理特別会計予算案について、議案第23号 令和8年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案について、議案第24号 令和8年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案について、議案第25号 令和8年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案について、議案第29号 令和7年度御代田町一般会計補正予算案(第9号)について、議案第30号 令和7年度小沼地区財産管理特別会計補正予算案(第2号)について、議案第31号 令和7年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案(第4号)について、議案第32号 令和7年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案(第5号)については、委員長の報告のとおり可決されました。

- ―――日程第16 議案第 6号 しなの鉄道線御代田・平原間源平橋補修工事委託に係る施行協定の変更について―――
- ―――日程第17 議案第12号 町道の路線認定について―――
- ―――日程第18 議案第18号 御代田町印鑑の登録及び証明に関する条例の

一部を改正する条例案について――

――日程第19 議案第19号 御代田町宿泊税交付金基金の設置、管理及び

処分に関する条例の制定案について――

――日程第20 議案第26号 令和8年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計
予算案について――

――日程第21 議案第27号 令和8年度御代田小沼水道事業会計
予算案について――

――日程第22 議案第28号 令和8年度御代田町下水道事業会計
予算案について――

――日程第23 議案第33号 令和7年度御代田小沼水道事業会計
補正予算案（第5号）について――

○議長（内堀喜代志君） 続いて、町民建設経済常任委員会に付託した日程第16 議案
第6号 しなの鉄道線御代田・平原間源平橋補修工事委託に係る施行協定の変更につ
いてから、日程第23 議案第33号 令和7年度御代田小沼水道事業会計補正
予算案（第5号）についてを一括議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、一括議題とします。

本案について、町民建設経済常任委員長の審査報告を求めます。

森泉謙夫町民建設経済常任委員長。

（町民建設経済常任委員長 森泉謙夫君 登壇）

○町民建設経済常任委員長（森泉謙夫君） 5ページをお開きください。

令和8年3月13日

御代田町議会議長 内堀喜代志様

町民建設経済常任委員長 森泉謙夫

委員会審査報告書

議案第6号 しなの鉄道線御代田・平原間源平橋補修工事委託に係る施行協定の
変更について

議案第12号 町道の路線認定について

議案第18号 御代田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
案について

議案第 19 号 御代田町宿泊税交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例の
制定案について

議案第 26 号 令和 8 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案につ
いて

議案第 27 号 令和 8 年度御代田小沼水道事業会計予算案について

議案第 28 号 令和 8 年度御代田町下水道事業会計予算案について

議案第 33 号 令和 7 年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第 5 号）につ
いて

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定
しましたから、会議規則第 77 条の規定により報告します。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 6 号から議案第 33 号については、討論を省略し、直ちに
一括して採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。よって、議案第 6 号 しなの鉄道線御代田・平原間源平橋補修工
事委託に係る施行協定の変更について、議案第 12 号 町道の路線認定について、
議案第 18 号 御代田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案
について、議案第 19 号 御代田町宿泊税交付金基金の設置、管理及び処分に関す
る条例の制定案について、議案第 26 号 令和 8 年度御代田町住宅新築資金等貸付
事業特別会計予算案について、議案第 27 号 令和 8 年度御代田小沼水道事業会
計予算案について、議案第 28 号 令和 8 年度御代田町下水道事業会計予算案につ
いて、議案第 33 号 令和 7 年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第 5 号）につ
いては、委員長の報告のとおり可決されました。

――― 日程第 2 4 閉会中の継続調査の件について ―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第 2 4 閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

総務福祉文教常任委員長、町民建設経済常任委員長、議会運営委員長、広報広聴常任委員長から、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ただいま、町長から報告 1 件、議案 1 件が提出されました。

これら 2 件の事案を日程に追加し、追加日程第 1 及び追加日程第 2 として議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、報告第 4 号及び議案第 3 4 号を追加日程第 1 及び追加日程第 2 として議題とすることに決定しました。

――― 追加日程第 1 報告第 4 号 専決処分の報告について

（龍神の杜公園における身体事故に係る損害賠償について）―――

○議長（内堀喜代志君） 追加日程第 1 報告第 4 号 専決処分事項の報告について（龍神の杜公園における身体事故に係る損害賠償について）を議題とします。

報告事項の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 追加議案書の 1 ページをお願いいたします。

報告第 4 号 専決処分事項の報告について

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 3 月 1 3 日

御代田町長 小園拓志

2 ページをご覧ください。

専第3号 専決処分書

地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分指定事項について、第1項の規定により、龍神の杜公園における身体事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて次のとおり専決処分する。

令和8年2月25日 専決

御代田町長 小園拓志

1 事故発生日時 令和7年7月6日 午後1時55分頃

2 事故発生場所 北佐久郡御代田町大字御代田字谷地沢2505番2地先（龍神の杜公園）

3 事故の概要 上記日時及び場所において、公園内の雨水を浸透させるための浸透ますの上を走って通過しようとしたところ、コンクリート製のます蓋が外れ、浸透ますの中に落下してしまいました。落下時に右頬から顎にかけて出血を伴うけがを負い、病院へ救急搬送され処置を受けました。

4 損害賠償額 1万8,396円

全額を全国町村会総合賠償補償保険により対応させていただきました。

このたびは大変申し訳ございませんでした。

報告は以上となります。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、報告事項の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、専決処分事項の報告についてを終わります。

――追加日程第2 議案第34号 御代田町会計年度任用職員の給与及び

費用弁償に関する条例の制定案について――

○議長（内堀喜代志君） 追加日程第2 議案第34号 御代田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀総務課長。

(総務課長 内堀岳夫君 登壇)

○総務課長(内堀岳夫君) 追加の議案書3ページをご覧ください。

議案第34号 御代田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定案について

御代田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定する条例を、別紙のとおり提出する。

令和8年3月13日 提出

御代田町長 小園拓志

本条例の制定につきましては、地方公務員法、それから地方自治法の規定に基づき、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものです。

これまで当町では会計年度任用職員について、フルタイム会計年度任用職員と、パートタイム会計年度任用職員に関する給与等の条例が別々に存在しておりましたが、今回、附則の第3条によりまして、御代田町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例及び御代田町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例を廃止し、内容を整理、統合した上で、御代田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例として新たに制定するものでございます。

加えて、職種ごとに設定している方法について、従来の運用にあった学歴による差を撤廃しまして、あわせて職種の専門性がより適切に反映されるよう整理を行うものです。

次の4ページから条例の制定案になります。

第1条では、条例の趣旨を定め、第4条から第24条までは、フルタイム会計年度任用職員の給与等について定めています。

第25条から第37条では、パートタイム会計年度任用職員の報酬について規定をしております。

それから、13ページに附則を定めていまして、まず附則の第1条では、この条例は令和8年4月1日から施行すると定めています。

第2条のほうでは、人事院勧告等に伴う給与等の改定が年度途中の施行となる場合、当該年度の給与については、原則として従前の例による旨を定めています。

第3条では、先ほど申し上げました条例二つの廃止について定めています。

第4条では、施行日前日から引き続き任用される職員について、この施行により給与月額、報酬額が下がる場合には差額に相当する額を支給する経過措置のほうを設けることを定めております。

説明については以上になります。ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第34号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。よって、議案第34号 御代田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定案については、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これにて閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

――町長あいさつ――

○議長（内堀喜代志君） 閉会に先立ち、町長より挨拶を求めます。

小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 令和8年第1回御代田町議会定例会の閉会を前に、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

まずは、こちらからご提案の議案等を全て原案どおりお認めいただきましたことに、心よりの感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

令和8年度は2週間後ぐらい、半月後ぐらいに始まるわけでありましてけれども、

私、就任したときの当初の予算が令和元年度というか、当時まだ平成31年度のほうでした。平成31年度の予算でありましたが、そのときの一般会計予算はまだ50億円台でありました。

一方で、今回、先ほど認めていただいた議案における令和8年度の一般会計予算案は98億円ということでありまして、大体70%ぐらい大きくなったというところでもあります。この間にいろいろ国とのお話合いをしてきたり、ご理解いただけるように工夫してきまして、いろんところが増額して行って、その結果こういうところになってきたのかなというふうに思います。

まずは議員の皆様のご理解に感謝するとともに、可決いただいた予算でありますので一生懸命、町民のために執行できるように、日々さらに努力を重ねてやってまいりたいと思いますので、またご協力をお願いしたいと思います。

残念なお話を一つ差し上げますと、もう既に報道でご承知かと思いますが、本日の朝刊等で報道されておりますけれども、信毎さんの見出しでは「御代田町個人情報盗用か元職員を刑事告発」と、こういった記事が本日朝に出たところであります。

私どもとしては刑事告発した側であります。在職中に個人情報を盗用したということで、個人情報保護法違反の疑いで佐久署に刑事告発した立場ではありますけれども、一方で、職場において、こういったことが起きてしまったということは、町の監督の問題でももちろんあるわけであります。

こういったことを重く受け止めて、記事にもありますけれども、私ども職員のコンプライアンス意識向上と個人情報の適正な管理を徹底し、再発防止と信頼回復に全力で取り組むというふうにお答えしておりますし、これが実際に私の思いでもあります。

こういったことが起きてしまったということは大変申し訳なく思いますが、一方で、何とかこういったことが二度と起こらないように対策をしてまいりたいと思いますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。このたびは本当に申し訳ありません。

春の訪れが主に日差しで感じられる今日この頃かなと思います。なかなか一直線に暖かくなっていくわけではなくて、暖かいなと思った次の日にすごく寒いというような状況でありまして、体調の崩されやすい時期かなというふうに思います。

議員の皆様、また町民の皆様におかれましては、くれぐれもご自愛の上、体調に気をつけ、暖かい日に向かって日々健康にお過ごしいただくとありがたいなと思います。そういったわけで、今議会の閉会の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

――閉　　会――

○議長（内堀喜代志君）　これにて、令和８年第１回御代田町議会定例会を閉会とします。
大変お疲れさまでした。

閉　会　午前１０時２８分